

8. 平成12年建設省告示第1419号 別表（遊戯施設関係）

別表 第一

	遊戯施設の種類	定常 走行速度 (毎時km)	勾配 (単位度)	割増係数	類例 (一般名称)
(1)	勾配が5度未満の軌道を走行するもの	40	—	1.5(ゴムタイヤの使用等振動を減少させる構造とした場合は1.2)	モノレール 子供汽車
(2)	軌道を走行するもので(1)以外のもの	100	50	2.0(ゴムタイヤの使用等振動を減少させる構造とした場合は1.5)	マッドマウス コースター
(3)	軌条を有さない軌道を走行するもので(1)以外のもの	60	40	2.0(ゴムタイヤの使用等振動を減少させる構造とした場合は1.3)	ウォーターシュート
(4)	水を流した水路を人が直接滑走するもの	—	曲線部分を有しないものにあつては30、その他のものにあつては15	1.3	ウォータースライド
(5)	客席部分をつり昇降させるもの	18	90	1.5	パラシュートタワー

別表 第二

	遊戯施設の種類	定常 円周速度 (m/min)	傾斜角度 (単位度)	割増係数	類例 (一般名称)
(1)	客席部分が主索によりつるされ、かつ、垂直軸又は傾斜した回転軸のまわりを一定の速度で回転するもの	600	15	1.3	回転ブランコ 飛行塔
(2)	客席部分の垂直軸又は傾斜した回転軸のまわりを一定の速度で回転するもの(客席部分をゆるやかに上下動させるものを含む。)	270	15	1.3(客席部分が上下動しないものにあつては1.2)	メリーゴーランド ムーンロケット
(3)	客席部分が垂直軸又は傾斜した回転軸のまわりを回転するもので(1)又は(2)に掲げるものの以外のもの	500	15	1.5	コンドル
(4)	客席部分が固定された水平軸のまわりを一定の速度で回転するもの	40	—	1.3	観覧車
(5)	客席部分が可変軸のまわりを一定の速度で回転するもの(客席部分をゆるやかに上下動するものを含む。)	680	90	1.5	ローター
(6)	客席部分が可変軸のまわりを回転するもので(5)以外のもの	550	30	2	オクトパス
(7)	客席部分が垂直平面内のうち当該円の中心点より低い部分において回転運動の一部を反復して行うもの	800	—	1.3	海賊船